

国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 多機能端末機による住民票の写し等の交付に係る手数料の特例を定めるとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 1 条 国立市手数料徴収条例（平成 12 年 3 月国立市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「別表において」を「以下」に改める。

付則に次の 1 項を加える。

（多機能端末機による住民票の写し等の交付に係る手数料の特例）

- 4 多機能端末機により住民票の写し等を交付する場合の手数料については、令和 8 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間、別表住民基本台帳事務の項、印鑑証明事務の項、戸籍事務の項及び税務事務の項の規定にかかわらず、同表住民基本台帳事務の項及び印鑑証明事務の項中「200 円」とあるのは「10 円」と、同表戸籍事務戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書の交付手数料の項中

「 4 5 0 円 」	とあるのは	「 4 5 0 円 (多機能端末機による場合にあっては、 1 0 円) 」	と、
-------------------	-------	---	----

同表税務事務の項中「2 0 0 円」とあるのは「1 0 円」とする。

別表マンション管理計画認定事務の項中「第 5 条の 3 第 1 項」を「第 5 条の 1 3 第 1 項」に、「第 5 条の 7 第 2 項」を「第 5 条の 1 7 第 2 項」に、「第 5 条の 4」を「第 5 条の 1 4」に改める。

第 2 条 国立市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表マンション管理計画認定事務の項中「第 5 条の 1 3 第 1 項」を「第 5 条の 1 5 第 1 項」に、「第 5 条の 1 7 第 2 項」を「第 5 条の 1 9 第 2 項」に、「第 5 条の 1 4」を「第 5 条の 1 6」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中国立市手数料徴収条例別表の改正規定 公布の日
- (2) 第 1 条中国立市手数料徴収条例第 4 条第 3 項の改正規定及び同条例付則に 1 項を加える改正規定 令和 8 年 3 月 1 日
- (3) 第 2 条の規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 7 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日